

令和 7 年度
社内人材育成支援事業運営業務
企画提案募集実施要項

令和 7 年 4 月
八戸市商工労働まちづくり部産業労政課

この要項は、社内人材育成支援事業に係る運営業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な選考により業務受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

実施要項

1 企画提案を求める事業内容

(1) 名称

社内人材育成支援事業運営業務

(2) 業務内容

八戸市内の企業を対象に経営課題の整理や見える化、人材戦略の策定に関するセミナーの開催及び個別相談（アドバイザー派遣）、本事業における成果の報告会の実施。

※詳細は別紙「令和7年度社内人材育成支援事業運営業務企画提案仕様書」のとおり。

(3) 委託料の上限額

3,300 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 選定事業者数

応募のあった企画提案を選考の上、業務受託候補者1者を選定する。

3 申請資格等

申請を行うものは、応募時点で、下記の（1）～（4）までの資格を満たすことを要する。

(1) 経営課題の整理や人材戦略策定のノウハウを持ち、過去2年間に、人的資本経営に関するセミナー等を行った実績を有すること。

(2) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）第114条の規定に該当しない者であること。

(4) 納付すべき市税の滞納がないこと。

4 提出書類等

(1) 企画提案申込書（様式1）

(2) 企画提案書（様式自由、ただしA4版とする）

(3) 業務の実施体制（様式自由、ただしA4版とする）

(4) 予定講師・アドバイザーのプロフィール（様式自由、ただしA4版とする）

(5) 業務参考見積（消費税及び地方消費税を含む金額とする。押印不要）

- (6) 提案者の概要がわかるもの（会社案内等。様式自由、ただしA4版とする）
- (7) 類似講座の業務実績（様式自由、ただしA4版とする）
- (8) 会社については商業登記簿謄本の写し、個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写し、またはこれらの事項を証明するもの
- (9) 市税の滞納がないことの証明書又は同意書（様式2）

5 申請の手続き

- (1) 提出期限
令和7年5月23日（金）必着 ※持参の場合は17時迄
- (2) 提出先
八戸市商工労働まちづくり部産業労政課（別館5階）
住 所：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
電 話：0178-43-9038（直通）
F A X：0178-43-2146
E-mail：sangyo@city.hachinohe.aomori.jp
- (3) 提出方法
上記（2）へ直接提出又は郵送するとともに、企画提案申込書、企画提案書についてはデータを保存したCD-R等でも提出すること。持参する場合の受付時間は、土・日、祝日を除く平日の8時15分から17時迄とする。
- (4) 提出部数
6部（正本1部、写し5部）

6 質問の受付および回答

- (1) 質問方法
ファックスまたは電子メールにより質問票（様式3）を提出すること。
- (2) 受付期限
令和7年5月9日（金）14時（必着）
- (3) 回答方法
電子メールにより回答する。
また、質問と回答については、市ホームページにも掲載する。

7 選考の方法及び選考基準

(1) 選考の方法

当該業務に係る企画提案選考会において、採点者5人が下表の選考項目に基づき点数評価を行う。評価点は、採点者1人あたり50点満点、合計250点を総得点（満点）とする。

なお、提案事業者が1者のみの場合に於いても、上記の選考を行うこととする。

選考項目	選考の観点	配点
①セミナー及び個別相談の内容	八戸市が意図するセミナー及び個別相談の目的を理解し、合致した内容となっている。	8点
	提案セミナーは、独自性がある内容となっている。	6点
②セミナー及び個別相談の効果	専門的な手法や技法が的確に盛り込まれており、職場等での実践に役立つと見込まれる。	8点
	限られた時間内でスキル等の習得が見込まれる。	6点
③セミナー講師等	セミナー及び個別相談の内容に対する講師・アドバイザーの経歴や実績があり、専門性のある適切な人材が配置されている。	8点
④実施体制	提案内容を確実に実施する能力及び実績を有している。	6点
⑤費用積算	必要な経費が適切に計上され、妥当な水準である。	8点
合計		50点

(2) 業務受託候補者の決定

選考会の採点の結果、採点者ごとに最も高い点数で評価した第1順位の企画提案者に3点、第2順位の企画提案者に2点、第3順位の企画提案者に1位の順位点を付与し、採点者5人の順位点合計が最も高い者を受託候補者として選定する。

ただし、(1)の採点の結果、合計点数が総得点（満点）の6割未満の場合は失格とする。

なお、順位点合計が同点の場合は、1位の順位点が高い方を上位とし、1位の順位点が同数の場合は、2位の順位点が高い方を上位とし、2位の順位点が同数の場合は、(1)の評価点の合計得点が高い方を上位とする。

8 選考結果と委託契約の締結

(1) 選考結果

選考は令和7年6月中旬までに行い、選考結果は、採否を問わず提案者に対して、文書により通知するものとする。また、同時に業務受託候補者の名称を八戸市ホームページで公表する。なお、選考結果に関する質疑は受け付けられないものとする。

(2) 委託契約の締結

- ① 業務受託候補者から見積書を徴し、予定価格以内の場合、法令等に則り契約を締結する。
- ② 企画提案事業の内容については、委託業務を実施する際に市と協議の結果、変更されることがある。

9 留意事項

- (1) 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (3) 必要により提出された応募書類の内容については、関係機関に照会することがある。
- (4) 提出された書類は、原則として市に対する情報公開の対象文書となる。
- (5) 提出された書類について、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。
また、追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 本事業の取組状況や成果については、随時、市のホームページや広報紙等で公開する場合がある。